

●基本行政法（第3版）——目次

第3版 はしがき

初版 はしがき——本書の狙いと使用方法

序章

序章 行政法学習の目標	2
1 行政法は民事法・刑事法と並ぶ法の3大分野の1つ	2
2 「行政法」という名の法律はない ——個別法の解釈が問われる	3
3 行政法は実体法と訴訟法を包括する法分野	4
4 「行政法理論・通則的法律」と「個別法・事案」との架橋	5
5 本書の構成	6

I 行政法の基礎

第1講 行政の存在理由・行政法の特徴 ——民事法・刑事法との比較	10
1 鉄道運賃・料金の規制	10
(1) 設例A(1)(2)——契約自由の原則と行政規制の必要性	12
(2) 設例A(3)——行政規制の多様な手法	13
(3) 設例A(4)——行政救済法の仕組み	13
(4) 設例A(5)——二面関係と三面関係	14
(5) 設例A(6) ——民事法・刑事法による解決と行政法による解決	14

2	自動車の運転免許制度	15
(1)	設例B(1)——事前規制たる行政法の特徴（民事法・刑事法との比較）	16
(2)	設例B(2)——行政処分撤回	17
(3)	設例B(3)——行政手続	17
3	建築物の規制	18
(1)	設例C(1)——事前規制たる行政法の特徴	21
(2)	設例C(2)——事前規制と事後規制	21
(3)	設例C(3)——行政手続	21
(4)	設例C(4)——行政上の強制執行（自力救済禁止の例外）	22
4	生活保護：給付行政の例——憲法上の権利の実現、法律上の制度	22
5	環境保護のための補助金：給付行政の例——政策目標の実現、法律に基づかない制度	24
6	まとめ	25
(1)	行政の仕組みの特徴——民事法・刑事法との比較	25
(2)	近代行政法の基本構造——国家と市民社会の二元論	26
(3)	現代行政法の課題 ——給付行政の増大と三面関係への対処	27
7	補論——行政の定義と公法私法二元論	28
(1)	「行政」の定義	28
(2)	公法私法二元論	28

第2講 行政と法律との関係——法律による行政の原理 …………… 30

1	制定法のピラミッドと行政法の解釈	31
(1)	制定法のピラミッド	31
(2)	憲法学と行政法学の着眼点の違い	32
(3)	行政法令の構造——要件効果規定への着目	33
(4)	法律と条例との関係	34
2	法律による行政の原理	36
(1)	法律の優位・法律の法規創造力	36
(2)	法律の留保	37
(3)	法律による行政の原理をめぐる諸問題	45
(4)	まとめ	50
コラム	「侵害」の概念	39
コラム	法律の留保と行政処分との関係（権力留保説）	43

第3講 法の一般原則 51

- 1 平等原則 51
 - (1) 法律による行政の原理と対立しない場合 51
 - (2) 法律による行政の原理と対立する場合 52
 - (3) 法律による平等原則の具体化 53
- 2 比例原則 55
- 3 信義則・信頼保護原則 57
 - (1) 法律による行政の原理と対立しない場合 57
 - (2) 法律による行政の原理と対立する場合 58
- 4 権限濫用の禁止原則 61
- 5 まとめ 62

第4講 行政組織法 64

- 総説 行政法における行政組織法の位置づけ 64
- 1 作用法的行政機関概念 65
 - (1) 行政機関・行政庁 65
 - (2) 権限の委任・代理 67
 - (3) 専決・代決 70
- 2 事務配分的行政機関概念 71
 - (1) 設問4(1)——国家行政組織法上の行政機関 73
 - (2) 設問4(2)——地方支分部局 73
 - (3) 設問4(3)——各省設置法 73
 - (4) 事務配分的行政機関概念と作用法的行政機関概念 73
- 3 国の行政組織 74
- 4 地方公共団体 76
 - (1) 地方公共団体の種類 76
 - (2) 普通地方公共団体の組織 76
- 5 国と地方公共団体との関係 77
- 6 独立行政法人等 79
 - (1) 独立行政法人 79
 - (2) 特殊法人 80
 - (3) 公共組合 80
 - (4) 認可法人 81
 - (5) 指定法人 81
 - (6) 独立行政法人等の法的取扱い 81

II 行政過程論

第5講 行政過程論の骨格

——行為形式と行政手続・行政訴訟…………… 84

- 1 行政処分概念 84
 - (1) 行政の行為形式——行政活動を型にはめる 85
 - (2) 行政処分とは 85
 - (3) 設問1(1)——行政処分の特徴①：国民の権利義務との関わり
(行政指導・内部行為との違い) 85
 - (4) 設問1(2)——行政処分の特徴②：具体性(法律・行政立法との違い) 86
 - (5) 設問1(3)——行政処分の特徴③：公権力性
(契約との違い) 87
 - 2 行政処分を中核とする行政法体系の骨格 88
 - (1) 制定法上の意味(行政手続および訴訟手続の適用基準)
——ミクロのプロセス(後述3) 88
 - (2) 行政法理論上の意味(行政過程の法的分析道具)
——マクロのプロセス(後述4) 88
 - 3 行為形式と行政手続・行政訴訟との関係
(ミクロのプロセス) 90
 - 4 複数の行為形式の組み合わせ(マクロのプロセス) 93
- コラム 行政行為と行政処分との関係 93

第6講 行政処分手続(1)…………… 95

- 1 行手法の意義 95
 - (1) 行政手続の重要性 95
 - (2) 行手法によるスタンダードの設定 97
- 2 行手法の適用除外 99
 - (1) 行政分野の特殊性等に基づくもの(3条1項) 99
 - (2) 地方公共団体の機関がする処分(根拠が条例または規則に置かれているもの)(3条3項) 100
 - (3) 国・地方公共団体の機関(4条1項)、独立行政法人、特殊法人、認可法人(4条2項)、指定法人等(4条3項)に対する処分 101

(4) 聴聞・弁明機会付与の適用除外（13条2項）	101
3 申請に対する処分と不利益処分に共通する手続	102
(1) 申請に対する処分と不利益処分の区別	103
(2) 設問4(1)——意見陳述手続（13条）の有無	104
(3) 設問4(2)——審査基準（5条）・処分基準（12条）	104
(4) 設問4(3)——理由提示（8条・14条）	106
(5) 理由提示と審査基準・処分基準との関係	108
コラム 個人タクシー事件と行手法	109
第7講 行政処分手続(2)	111
1 申請に対する処分に特有の手続	111
(1) 標準処理期間の設定・公表（6条）	111
(2) 申請に対する審査・応答義務（7条）	112
(3) 情報の提供（9条）	114
(4) 公聴会の開催等（10条）	114
(5) 複数の行政庁が関与する処分（11条）	115
2 不利益処分に特有の手続	
——意見陳述手続（13条・15条～31条）	115
(1) 設問2(1)——行手法上の不利益処分手続	115
(2) 設問2(2)——個別法の定める手続と行手法との関係	117
3 処分等の求め（36条の3）——申請権がない場合	118
4 届出（37条）	120
5 手続の瑕疵が処分の取消事由になるか	123
(1) 手続の瑕疵が処分の取消事由になるか	123
(2) 手続の瑕疵を理由に処分が取り消された場合に行政庁のとるべき措置	125
コラム 広義の聴聞と行手法上の聴聞	118
コラム 「提示された理由（または審査基準）の内容が間違っている」という主張は、行手法違反の問題ではない	125
コラム 行手法の二面性——行為規範と裁判規範	126
第8講 行政裁量	127
総説 裁量とは	127
1 行政判断のプロセス	128
2 裁判所による審査と行政裁量の所在	129
(1) 判断代置	129
(2) 裁量権の逸脱・濫用の審査	129

3	行政裁量の有無の判断基準	130
(1)	法律の文言	130
(2)	処分の性質	131
(3)	裁量の有無の判断基準	132
4	裁量審査の方法	133
(1)	社会観念審査	133
(2)	判断過程審査	133
5	行政裁量に関する諸問題	137
(1)	専門技術的裁量	137
(2)	法律の文言と処分の性質	138
(3)	警察許可と公企業の特許	141
(4)	行政処分の附款	144
コラム	「行政法劇場」における「第1幕（行為規範）」と「第2幕（裁判規範）」	136

第9講 行政立法 147

総説	行政過程における行政立法の位置づけ	147
1	行政立法の種類と許容性	148
(1)	法規命令	148
(2)	行政規則	149
2	法規命令	149
(1)	委任する法律の側の問題——白紙委任の禁止	149
(2)	委任を受けた命令の側の問題——法の委任の趣旨を逸脱して いないか	150
3	行政規則	154
(1)	解釈基準	154
(2)	裁量基準	156
4	意見公募手続	160
コラム	「行政立法」「行政規則」という用語	149
コラム	解釈基準・裁量基準と処分の適法性審査方法	159
コラム	「等」に注意	161

第10講 行政指導 162

1	行政指導とは	162
2	行政指導の一般原則——不利益取扱いの禁止	163
3	申請に関連する行政指導——行政指導を理由とする処分の留保 の許否	164

4	許認可等の権限に関連する行政指導	167
5	行政指導の方式——明確原則	169
6	複数の者を対象とする行政指導——行政指導指針	169
7	行政指導の中止等の求め	169
第11講	行政契約	172
1	準備行政における契約	172
	(1) 訴訟類型	173
	(2) 本 案	174
2	給付行政における契約	175
	(1) 設問 2(1)——指導要綱違反	176
	(2) 設問 2(2)——重大な違法	177
	(3) 設問 2(3)	
	——深刻な水不足を避けるためにやむをえない場合	177
3	規制行政における契約——協定	177
	(1) 公害防止協定の法的拘束力	178
	(2) 法律上の争訟に当たるか	179
	(3) 本問への当てはめ	179
第12講	行政計画	181
1	行政計画の法的位置づけ・特徴——目標プログラム	181
2	行政計画と裁量	183
	(1) 一般廃棄物処理計画と一般廃棄物処理業許可	183
	(2) 都市計画と都市計画事業認可——小田急訴訟	186
3	行政計画と救済方法	192
	(1) 完結型（土地利用規制型）計画の処分性	192
	(2) 非完結型（事業型）計画の処分性	198
第13講	行政調査	204
1	任意調査・間接強制調査（準強制調査）・強制調査	207
2	行政調査と令状主義・供述拒否権	208
3	行政調査の要件・手続	209
4	行政調査で得られた資料を刑事責任追及のために用いることができるか	211
5	行政調査の瑕疵が処分の取消事由になるか	212
6	任意調査の限界	212

第14講 行政上の義務履行確保の手法 214

総説 行政上の義務履行確保手段の種類と位置づけ 214

- 1 義務履行強制 215
 - (1) 行政代執行 216
 - (2) その他の行政上の強制執行手段 218
 - (3) 行政上の強制執行の機能不全 219
 - (4) 民事手続による強制 219
- 2 義務違反に対する制裁 221
 - (1) 刑罰と反則金 221
 - (2) 過料——行政上の秩序罰 224
 - (3) 加算税 224
 - (4) 課徴金 225
 - (5) 制裁的公表 225
- 3 即時強制 227

第15講 情報公開・個人情報保護 229

- 1 情報公開 229
 - (1) 政府の説明責任・国民の知る権利 229
 - (2) 情報公開条例と情報公開法 229
 - (3) 情報公開法の対象 230
 - (4) 開示請求権 230
 - (5) 不開示情報 231
 - (6) 開示請求に対する措置 232
 - (7) 部分開示・裁量的開示・存否応答拒否 232
 - (8) 第三者に対する手続保障 233
 - (9) 救済制度 234
- 2 個人情報保護 235
 - (1) 自己情報コントロール権 235
 - (2) 公的部門と民間部門を包括する個人情報保護法 236
 - (3) 行政機関の具体的義務を定める行政機関個人情報保護法 236
 - (4) 情報通信技術の発展等に伴う法改正 237
- 3 まとめ 238

III 行政救済論

第16講 行政上の不服申立て 240

- 総説 行手法・行審法・行訴法の相互関係 240
- 1 行政上の不服申立ての長所・短所 241
- 2 不服申立ての種類・要件 242
 - (1) 不服申立ての種類と相互関係 243
 - (2) 不服申立ての要件 244
 - (3) 適用除外 245
 - (4) 本問への当てはめ 246
- 3 審査請求の審理手続 246
 - (1) 標準審理期間 246
 - (2) 審理員による審理手続 247
 - (3) 行政不服審査会等への諮問 248
 - (4) 本問への当てはめ 249
- 4 裁 決 249
- 5 執行停止 251
- 6 教 示 251
 - (1) 教示制度 251
 - (2) 教示の不作为および誤った教示に対する救済 252
- 7 不服申立てと取消訴訟との関係（自由選択主義と不服申立前置） 253
- 8 原処分主義と裁決主義 254
 - (1) 原処分主義（原則）と裁決主義（例外） 254
 - (2) 修正裁決の場合 256
- コラム 「不服申立前置」と「審査請求前置」 254

第17講 行政訴訟の類型および相互関係 259

- 1 行政訴訟制度の沿革と概観 259
 - (1) 明治憲法下の行政裁判制度 259
 - (2) 日本国憲法下における行政訴訟制度 260
 - (3) 司法制度改革の一環としての行政訴訟改革
——2004年改正 261
 - (4) 行政訴訟の概観 262

2	取消訴訟（3条2項・3項）	263
(1)	行政訴訟の中心	263
(2)	取消訴訟の排他的管轄	263
(3)	特徴——行為訴訟	264
(4)	訴訟要件	265
(5)	原告本案勝訴要件	268
3	取消訴訟の排他的管轄と国家賠償訴訟・刑事訴訟	269
(1)	国家賠償訴訟	269
(2)	刑事訴訟	270
4	無効の処分と救済方法（3条4項等）	271
5	不作為の違法確認訴訟（3条5項）	274
(1)	訴訟要件	274
(2)	原告本案勝訴要件	274
(3)	限界・義務付け訴訟との関係	275
6	義務付け訴訟（3条6項）	275
(1)	非申請型義務付け訴訟（3条6項1号）	275
(2)	申請型義務付け訴訟（3条6項2号）	277
7	差止訴訟（3条7項）	278
(1)	訴訟要件	278
(2)	原告本案勝訴要件	278
8	法定外抗告訴訟（3条1項）	279
9	形式的当事者訴訟（4条前段）	279
10	実質的当事者訴訟（4条後段）	280
11	民衆訴訟（5条）・機関訴訟（6条）	281
コラム	出訴期間に関する注意点	268
コラム	非申請型義務付け訴訟と申請型義務付け訴訟の区別	276
コラム	無効確認訴訟、差止訴訟等の対象に注意	278

第18講 取消訴訟の対象(1) 283

1	基本的定式	283
(1)	処分性の定式	283
(2)	公共施設の設置・供用行為の処分性と民事差止訴訟	284
(3)	処分の公定力	285
2	行政機関相互の行為——直接性（外部性）	285
3	通知・勧告等——法的効果	287
(1)	輸入禁制品該当の通知	287
(2)	公務員の採用内定通知	288

- (3) 開発許可申請に対する公共施設管理者の同意 288
- (4) 食品衛生法違反通知 289
- (5) 登録免許税還付通知請求拒否通知 293
- (6) 病院開設中止勧告 294
- (7) 土壌汚染対策法の通知 298

第19講 取消訴訟の対象(2) 300

- 1 一般的行為（一般処分）——直接性（具体性） 300
 - (1) 二項道路の一括指定 300
 - (2) 条例制定行為 303
 - (3) 行政計画 307
- 2 給付に関する決定——公権力性 307
 - (1) 補助金交付決定 307
 - (2) 労災就学援護費の支給決定 311
- 3 まとめ 315
 - (1) 「直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定する」
——訴えの利益の問題 316
 - (2) 「公権力」——民事訴訟（または当事者訴訟）との振り分け
の問題 318
 - (3) 判例のまとめ 318

第20講 取消訴訟の原告適格 320

- 1 原告適格とは 320
- 2 判例の基本的枠組みと行訴法9条2項の新設 321
 - (1) 法律上保護された利益説 321
 - (2) 関係法令の考慮 322
 - (3) 被侵害利益の考慮 323
 - (4) 行訴法9条2項の意味 324
- 3 原告適格の具体的判断手順
——行訴法9条2項の下での判例の展開 327
 - (1) 小田急訴訟大法廷判決——リーディングケース 327
 - (2) 場外車券発売施設設置許可
——申請書の記載事項および被侵害利益への着目 331
 - (3) 鉄道運賃上限認可
——目的規定・意見聴取手続・被侵害利益への着目 334

(4) 産業廃棄物処理施設の許可	
——環境影響調査手続・被侵害利益への着目	337
コラム 関係法令についての注意点	326

第21講 取消訴訟と時間の経過

——狭義の訴えの利益・執行停止	343
総説 時間の経過と狭義の訴えの利益および執行停止制度	343
1 狭義の訴えの利益（行訴法9条1項かっこ書）	345
(1) 9条1項かっこ書の典型例	345
(2) 免許停止処分・一般運転者としての免許更新処分と取消しの利益	345
(3) 建築確認・開発許可と取消しの利益	350
(4) 原状回復の事実上の不能と取消しの利益	353
(5) 競願・更新と取消しの利益	355
(6) 処分基準による不利益取扱いと訴えの利益	357
2 執行停止（行訴法25条）	360
(1) 仮処分の排除と執行停止制度	360
(2) 執行不停止原則（行訴法25条1項）	360
(3) 執行停止の対象（行訴法25条2項）	360
(4) 執行停止の積極要件（行訴法25条2項本文・3項）	361
(5) 執行停止の消極要件（行訴法25条4項）	362
(6) 内閣総理大臣の異議	362

第22講 取消訴訟の審理・判決

1 取消訴訟における主張制限（行訴法10条）	364
(1) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限	364
(2) 先行処分の違法性の主張制限——違法性の承継	366
2 取消訴訟における立証責任	370
(1) 取消訴訟における立証責任に関する実務・学説	370
(2) 不開示情報該当性の立証責任・文書存在の立証責任	371
(3) 原子炉設置許可の判断に不合理な点があることの立証責任	372
3 取消判決の効力	372
(1) 既判力	372
(2) 形成力	373
(3) 拘束力	373

- 4 「理由の差替え」と「異なる理由による再処分」 374
 - (1) 設問 4(1)——理由の差替え 375
 - (2) 設問 4(2)——異なる理由による再処分 377

第23講 無効等確認訴訟・義務付け訴訟 379

- 1 無効等確認訴訟 379
 - (1) 設問 1(1)——争点訴訟を提起すべき場合 380
 - (2) 設問 1(2)——当事者訴訟を提起すべき場合 380
 - (3) 設問 1(3)——無効確認訴訟の方がより直截的で適切な争訟形態である場合 381
 - (4) 設問 1(4)
 - 民事差止訴訟と無効確認訴訟とが両立する場合 382
 - (5) 設問 1(5)——予防訴訟としての無効確認訴訟 382
 - (6) 設問 1(6)——処分不存在確認訴訟 383
 - (7) 取消訴訟に関する規定の準用 383
- 2 非申請型義務付け訴訟 384
 - (1) 一定の処分（行訴法37条の2第1項） 385
 - (2) 原告適格（行訴法37条の2第3項・4項） 385
 - (3) 重大な損害を生ずるおそれ（行訴法37条の2第1項・2項） 386
 - (4) 損害を避けるため他に適当な方法がないとき（補充性）（行訴法37条の2第1項） 386
 - (5) 義務付け判決の効力と第三者に対する訴訟告知 387
- 3 申請型義務付け訴訟 388
 - (1) 一定の処分（行訴法3条6項2号）・取消訴訟等の併合提起（行訴法37条の3第3項） 389
 - (2) 申請拒否処分が取り消されるべきものであること（行訴法37条の3第1項2号） 390
 - (3) 原告本案勝訴要件（行訴法37条の3第5項） 391
 - (4) 仮の義務付け（行訴法37条の5） 391

コラム 「重大な損害を生ずるおそれ」（行訴法37条の2第1項・2項）と原告適格（同条3項・4項）との関係 388

第24講 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟 393

- 総説 差止訴訟と当事者訴訟（確認訴訟）との関係 393
 - (1) 前提①——本件通達の処分性 395
 - (2) 前提②——本件職務命令の処分性 395

1	差止訴訟	396
(1)	一定の処分がされようとしている場合 (行訴法3条7項・37条の4第1項)	396
(2)	重大な損害を生ずるおそれ(行訴法37条の4第1項・ 2項)	397
(3)	補充性(行訴法37条の4第1項ただし書)	398
(4)	原告適格(行訴法37条の4第3項・4項)	398
(5)	仮の差止め(行訴法37条の5第2項～4項)	399
2	確認訴訟	400
(1)	将来の処分の予防を目的とする場合	400
(2)	処分以外の不利益の予防を目的とする場合	400
(3)	確認の利益	401
(4)	当事者訴訟における仮の救済——民事保全法	403
3	住民訴訟	404
(1)	訴訟要件	404
(2)	訴訟類型(地方自治法242条の2第1項)	405
(3)	原因行為の違法と財務会計行為の違法	407
(4)	住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権等の放棄の 適法性	408

第25講 国家賠償(1) 410

1	国賠法1条の基本構造	410
(1)	国賠法1条の基本構造 ——民法上の使用者責任との比較	410
(2)	「国又は公共団体」・「公権力の行使」——民法上の使用者責 任との振り分け	412
(3)	「公務員」	412
(4)	「その職務を行うについて」	414
2	国賠法1条の違法性と過失——抗告訴訟における違法性との 比較	415
(1)	逮捕・起訴、裁判、立法と国賠法上の違法性	415
(2)	一般の行政処分と国賠法上の違法性・過失	418

第26講 国家賠償(2) 425

1	規制権限不行使の違法性	425
(1)	宅建業法事件——リーディングケース	425

(2) 判例の展開	429
(3) 実質的考慮要素——裁量権収縮論との関係	430
2 発展問題——公私協働における責任主体	431
(1) 児童養護施設に入所した児童に対する養育看護行為と 国賠責任	431
(2) 指定確認検査機関による建築確認と国賠責任	433
3 公の営造物の設置管理の瑕疵（国賠法2条）	434
(1) 道路	434
(2) 河川	435
(3) その他の営造物	437
(4) 機能的瑕疵（供用関連瑕疵）	438
4 費用負担者の賠償責任（国賠法3条）	438
5 民法の適用（国賠法4条）	439
6 他の法律の適用（国賠法5条）	439
7 相互保証主義（国賠法6条）	440

第27講 損失補償 441

1 補償の根拠——憲法29条3項の直接適用の可否	441
2 補償の要否	442
(1) 規制目的への着目——警察制限と公用制限	442
(2) 規制の強度・期間の考慮	444
(3) 既存の利用形態への配慮	445
(4) 制限される権利の性質	447
3 補償の内容	448
(1) 完全補償	448
(2) 事業認定時の価格固定制	450
4 国家補償の谷間	452

終章

終章 事案解決の着眼点 456

1 行政活動の目的と法形式への着目	456
(1) 行政活動の目的への着目	456
(2) 法形式への着目	456

2	訴訟類型（および仮の救済手段）の選択	457
3	訴訟要件（および仮の救済の申立要件）の検討	458
4	行政活動の違法性（本案）の検討	458

事項索引	461
------	-----

判例索引	467
------	-----